

青森市手数料条例（平成十七年条例第八十二号）新旧対照表

改正後				改正前				改正内容
別表（第二条関係） 4 許可等手数料				別表（第二条関係） 4 許可等手数料				
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	
一	(略)	(略)	(略)	一	(略)	(略)	(略)	
二	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準	建築物に関する確認申請（計画通知）手数料	一件につき 床面積の合計が三十平方メートル以内のときは <u>一万五千円</u> 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは <u>二万円</u> — 百平方メートルを超え、二百平方	二	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請又は同法第十八条第二項（同法第八十七	建築物に関する確認申請（計画通知）手数料	一件につき 床面積の合計が三十平方メートル以内のときは <u>八千円</u> 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは <u>一万五千円</u> — 百平方メートルを超え、二百平方	

改正後		改正前		改正内容	
	用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	メートル以内のときは <u>二万九千円</u> 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは <u>四万三千円</u> 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは <u>六万九千円</u> 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは <u>九万四千円</u> 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは <u>二十五万四千円</u> 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは <u>四十万千円</u> 五万平方メートルを超えるときは <u>七十三万七千円</u>	用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	メートル以内のときは <u>二万三千円</u> 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは <u>三万円</u> —— 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは <u>五万三千円</u> 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは <u>七万四千円</u> 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは <u>二十一万円</u> 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは <u>三十四万円</u> 五万平方メートルを超えるときは <u>六十六万円</u>	
三	建築基準法第六条第一項(同法第八十七条の四又は第八十八条	建築設備及び工作物に関する確認申請(計画通知)手数料	三	建築基準法第六条第一項(同法第八十七条の四又は第八十八条	建築設備及び工作物に関する確認申請(計画通知)手数料

改正後			改正前			改正内容
	第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備及び工作物の確認の申請又は同法第十八条第二項(同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	<p>一件につき</p> <p>建築設備を設置する場合(次に掲げる場合を除く。) <u>一万九千円</u></p> <p>(小荷物専用昇降機については<u>二万円</u>)</p> <p>確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 <u>一万円</u>(小荷物専用昇降機については<u>六千円</u>)</p> <p>工作物を築造する場合(次に掲げるものを除く。) <u>一万八千円</u></p> <p>確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>二万円</u></p>		第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築設備及び工作物の確認の申請又は同法第十八条第二項(同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査	<p>一件につき</p> <p>建築設備を設置する場合(次に掲げる場合を除く。) <u>一万三千円</u></p> <p>(小荷物専用昇降機については<u>六千円</u>)</p> <p>確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 <u>七千円</u>(小荷物専用昇降機については<u>四千円</u>)</p> <p>工作物を築造する場合(次に掲げるものを除く。) <u>一万二千円</u></p> <p>確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>六千円</u></p>	
四	建築基準法第七条第一項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第十八条第二十項の規定に基づく建築物の工事の完了通知に対する検査	<p>建築物に関する完了検査申請(完了通知)手数料</p> <p>一件につき</p> <p>床面積の合計が三十平方メートル以内のときは <u>二万円</u></p> <p>三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは <u>二万六千</u></p>	四	建築基準法第七条第一項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第十八条第二十項の規定に基づく建築物の工事の完了通知に対する検査	<p>建築物に関する完了検査申請(完了通知)手数料</p> <p>一件につき</p> <p>床面積の合計が三十平方メートル以内のときは <u>一万五千円</u></p> <p>三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは <u>二万円</u></p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p><u>円</u> 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは <u>三万三千</u></p> <p><u>円</u> 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは <u>五万千</u></p> <p><u>円</u> 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは <u>七万三千</u></p> <p><u>円</u> 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは <u>九万円</u></p> <p>— 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは <u>十八万</u> <u>五千円</u></p> <p>一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは <u>二十八</u> <u>万六千円</u></p> <p>五万平方メートルを超えるときは <u>五十三万三千円</u></p>			<p>— 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは <u>二万七千</u> <u>円</u></p> <p><u>円</u> 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは <u>三万六</u> <u>千円</u></p> <p>五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは <u>五万八千</u> <u>円</u></p> <p>千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは <u>七万六千</u> <u>円</u></p> <p><u>円</u> 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは <u>十七万</u> <u>円</u></p> <p>一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは <u>二十六</u> <u>万円</u></p> <p>五万平方メートルを超えるときは <u>五十三万円</u></p>	
五	建築基準法第七条第	建築設備及び工作物に関する完了検査	五	建築基準法第七条第	建築設備及び工作物に関する完了検査	

改正後		改正前		改正内容		
	<p>一項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備及び工作物の完了検査の申請又は同法第十八条第二十項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備及び工作物の工事の完了通知に対する検査</p>	<p>申請（完了通知）手数料</p> <p>一件につき 昇降機その他の建築設備 <u>二万五千円</u>（小荷物専用昇降機については<u>一万六千円</u>） 建築基準法第八十八条第一項及び第二項に規定する完了検査 <u>一万八千円</u></p>	<p>一項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備及び工作物の完了検査の申請又は同法第十八条第二十項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築設備及び工作物の工事の完了通知に対する検査</p>	<p>申請（完了通知）手数料</p> <p>一件につき 昇降機その他の建築設備 <u>一万九千円</u>（小荷物専用昇降機については<u>一万二千元</u>） 建築基準法第八十八条第一項及び第二項に規定する完了検査 <u>一万三千元</u></p>		
六	<p>建築基準法第七条第一項の規定に基づく特定行政庁が減額して定める建築物の完了検査の申請又は同</p>	<p>特定行政庁が減額して定める建築物に関する完了検査申請（完了通知）手数料</p> <p>一件につき 床面積の合計が三十平方メートル</p>	六	<p>建築基準法第七条第一項の規定に基づく特定行政庁が減額して定める建築物の完了検査の申請又は同</p>	<p>特定行政庁が減額して定める建築物に関する完了検査申請（完了通知）手数料</p> <p>一件につき 床面積の合計が三十平方メートル</p>	

改正後		改正前		改正内容
法第十八条第二十項の規定に基づく特定行政庁が減額して定める建築物の工事の完了通知に対する検査	<p>以内のときは <u>二万円</u></p> <p>三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは <u>二万五千円</u></p> <p>百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは <u>三万二千円</u></p> <p>二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは <u>四万七千円</u></p> <p>五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは <u>六万七千円</u></p> <p>千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは <u>八万四千円</u></p> <p>二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは <u>十八万千円</u></p> <p>一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは <u>二十七万四千円</u></p>	<p>法第十八条第二十項の規定に基づく特定行政庁が減額して定める建築物の工事の完了通知に対する検査</p>	<p>以内のときは <u>一万五千円</u></p> <p>三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは <u>一万九千円</u></p> <p>百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは <u>二万五千円</u></p> <p>二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは <u>三万四千円</u></p> <p>五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは <u>五万四千円</u></p> <p>千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは <u>七万円</u></p> <p>—</p> <p>二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは <u>十六万円</u></p> <p>一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは <u>二十五万円</u></p>	

改正後			改正前			改正内容
		五万平方メートルを超えるときは 五十二万千円			五万平方メートルを超えるときは <u>五十二万円</u>	
七	建築基準法第七条の三第一項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第十八条第二十八項の規定に基づく建築物の中間通知に対する検査	建築物に関する中間検査申請（中間通知）手数料 一件につき 中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のときは 二万三千円 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは 二万九千円 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは 三万四千元 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは 四万四千元 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは 六万四千元 千平方メートルを超え、二千平方	七	建築基準法第七条の三第一項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第十八条第二十八項の規定に基づく建築物の中間通知に対する検査	建築物に関する中間検査申請（中間通知）手数料 一件につき 中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のときは <u>一万四千元</u> 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のときは <u>一万八千元</u> 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のときは <u>二万三千元</u> 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のときは <u>三万二千元</u> 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは <u>五万千円</u> — 千平方メートルを超え、二千平方	

改正後				改正前				改正内容
		メートル以内のときは <u>七万九千円</u> 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは <u>十六万三千円</u> 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは <u>二十五万九千円</u> 五万平方メートルを超えるときは <u>四十七万四千円</u>				メートル以内のときは <u>六万六千円</u> 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは <u>十四万円</u> 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のときは <u>二十三万円</u> 五万平方メートルを超えるときは <u>四十六万円</u>		
八～三十六の五の三	(略)	(略)	(略)	八～三十六の五の三	(略)	(略)	(略)	
三十六の六	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等（一戸建ての住宅	低炭素建築物（一戸建ての住宅等）新築等計画認定申請手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 非住宅部分（ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する</u>		三十六の六	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等（一戸建ての住宅	低炭素建築物（一戸建ての住宅等）新築等計画認定申請手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 非住宅部分（ <u>住宅の用途以外の用途に供する部分をいう。以下この項、三十六の八の項、三</u>		

改正後		改正前		改正内容
	<p>並びに共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）及び複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年／経済産業省／国土交通省／令第一号）第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分（<u>同令第一条第二項</u>）</p>	<p><u>非住宅部分をいう。以下同じ。</u></p> <p>を有しない建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合又は非住宅部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関であるものに限る。以下同じ。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p>	<p>（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）並びに共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）及び複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年／経済産業省／国土交通省／令第一号）第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）</u>第十一条第一</p>	<p>十六の十一の項並びに備考第九項及び第十項において同じ。）を有しない建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合又は非住宅部分を含む建築物に係る低炭素建築物新築等計画を認定の対象とし、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関であるものに限る。以下同じ。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合</p>

改正後		改正前		改正内容	
	<p>に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に限る。)</p>	<p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) 四千円 住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物(住戸の数が一のものを除く。) 八千円 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 一万八千円 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 四万円 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 七万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限</p>	<p>項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に限る。)</p>	<p>一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限る。) 四千円 住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物(住戸の数が一のものを除く。) 八千円 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 一万八千円 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 四万円 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 七万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)又はロ(1)の基準を用いる場合 一戸建ての住宅及び複合建築物(住戸の数が一のものに限</p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p>る。) 三万四千元 住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。） 六万三千元 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 十万五千元 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 十七万九千元 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 二十五万六千元 (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 一万七千元 住戸の数が四以下の共同住宅</p>			<p>る。) 三万四千元 住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。） 六万三千元 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 十万五千元 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 十七万九千元 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 二十五万六千元 (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 一万七千元 住戸の数が四以下の共同住宅</p>	

改正後			改正前			改正内容
		等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。） 二万九千円 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 五万千円 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 九万四千円 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 十四万二千円 <u>（3）（1）及び（2）に掲げる場合以外の場合</u> <u>一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 二万五千円</u> <u>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。） 四万六千円</u> <u>住戸の数が五以上十五以下の</u>			等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。） 二万九千円 住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 五万千円 住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 九万四千円 住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 十四万二千円 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	

改正後			改正前			改正内容
		<p><u>共同住宅等及び複合建築物</u> 七万八千円 <u>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物</u> 十三万六千円 <u>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物</u> 十九万九千円</p>				
三十六の七	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）及び複合建築物の非住宅部分	<p>低炭素建築物（非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分）新築等計画認定申請手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円 床面積の合計が三百平方メートル</p>	三十六の七	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）及び複合建築物の非住宅部分（建築物の工	<p>低炭素建築物（非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分）新築等計画認定申請手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円 床面積の合計が三百平方メートル</p>	

改正後		改正前		改正内容
	<p>ル以上千平方メートル未満のときは 一万四千元</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千元</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 七万三千元</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千元</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千元</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の</p>	<p><u>エネルギー消費性能の向上等に関する法律</u></p> <p><u>第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)</u>に</p> <p>限る。)</p>	<p>ル以上千平方メートル未満のときは 一万四千元</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千元</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 七万三千元</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千元</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千元</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の</p>	

改正後			改正前			改正内容
		規定を適用する場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十			規定を適用する場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十	

改正後			改正前			改正内容
		<p>九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル</p>			<p>九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル</p>	

改正後			改正前			改正内容
		ル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円			ル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円	
三十六の八	(略)	(略)	三十六の八	(略)	(略)	
三十六の九	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等に限る。）	低炭素建築物（一戸建ての住宅等）新築等計画変更認定申請手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合 一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 二千円	三十六の九	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅等に限る。）	低炭素建築物（一戸建ての住宅等）新築等計画変更認定申請手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額 イ 性能評価機関等があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項に掲げる基準に適合すると認めた場合 一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 二千円	

改正後			改正前			改正内容
		<p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。） 四千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 九千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 二万円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 三万六千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>（１） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ（１）及びロ（１）の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 一万七千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物（住戸の数</p>			<p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。） 四千円</p> <p>住戸の数が五以上十五以下の共同住宅等及び複合建築物 九千円</p> <p>住戸の数が十六以上四十五以下の共同住宅等及び複合建築物 二万円</p> <p>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 三万六千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>（１） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ（１）又はロ（１）の基準を用いる場合</p> <p>一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。） 一万七千円</p> <p>住戸の数が四以下の共同住宅等及び複合建築物（住戸の数</p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p>が一のものを除く。) 三万 千円 住戸の数が五以上十五以下の 共同住宅等及び複合建築物 五万二千円 住戸の数が十六以上四十五以 下の共同住宅等及び複合建築 物 八万九千円 住戸の数が四十六以上の共同 住宅等及び複合建築物 十二 万八千円 (2) 建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第十 条第二号イ(2)及びロ(2) の基準を用いる場合 一戸建ての住宅及び複合建築 物(住戸の数が一のものに限 る。) 八千円 住戸の数が四以下の共同住宅 等及び複合建築物(住戸の数 が一のものを除く。) 一万 四千円</p>			<p>が一のものを除く。) 三万 千円 住戸の数が五以上十五以下の 共同住宅等及び複合建築物 五万二千円 住戸の数が十六以上四十五以 下の共同住宅等及び複合建築 物 八万九千円 住戸の数が四十六以上の共同 住宅等及び複合建築物 十二 万八千円 (2) 建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第十 条第二号イ(2)及びロ(2) の基準を用いる場合 一戸建ての住宅及び複合建築 物(住戸の数が一のものに限 る。) 八千円 住戸の数が四以下の共同住宅 等及び複合建築物(住戸の数 が一のものを除く。) 一万 四千円</p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p><u>下の共同住宅等及び複合建築物 六万八千円</u></p> <p><u>住戸の数が四十六以上の共同住宅等及び複合建築物 九万九千円</u></p>				
三十六の十～十一	(略)	(略)	三十六の十～十一	(略)	(略)	
三十六の十一の二	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u></p> <p><u>関する法律（平成二十七年法律第五十三号）</u></p> <p><u>第十一条第一項及び第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（一戸建ての住宅及び複合建築物（住戸の数が一のものに限る。）の住宅部分に限る。）</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（一戸建ての住宅及び複合建築物の住宅部分）手数料</u></p> <p><u>一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額</u></p> <p><u>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ（1）及びロ（1）の基準又は同令第十条第二号イ（1）及びロ（1）の基準を用いる場合 三万四千円</u></p> <p><u>ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ（2）及びロ（2）の基準又</u></p>	(新設)	(新設)	(新設)	<p>令和7年4月1日より原則全ての建築物に適合性判定が義務付けられたことから手数料を追加する</p>

改正後			改正前			改正内容
		<p>は同令第十条第二号イ（2）及びロ（2）の基準を用いる場合 一万七千円</p> <p>ハイ及びロに掲げる場合以外の場合 二万五千円</p>				
三十六の十一の三	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項及び第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分に限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（共同住宅等及び複合建築物の住宅部分）手数料</p> <p>一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ（1）及びロ（1）の基準又は同令第十条第二号イ（1）及びロ（1）の基準を用いる場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 六万三千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千円</p>	(新設)	(新設)	(新設)	
					(新設)	

改正後			改正前			改正内容
		<p><u>住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千円</u></p> <p><u>ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)の基準又は同令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合</u></p> <p><u>住戸の数が四戸以下 二万九千円</u></p> <p><u>住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千円</u></p> <p><u>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千円</u></p> <p><u>住戸の数が四十六戸以上 十四万二千円</u></p> <p><u>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>住戸の数が四戸以下 四万六千円</u></p> <p><u>住戸の数が五戸以上十五戸以下 七万八千円</u></p> <p><u>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十三万六千円</u></p> <p><u>住戸の数が四十六戸以上 十九万</u></p>				

改正後			改正前			改正内容
		九千円				
三十六の 十一の 四	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第十一条第一項及び第十二条第二項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する 審査（非住宅建築物のうち 工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物に限る。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物）手数料 一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分 _____ _____の面積の区分に応じそれぞれに定める額 イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合 床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円 床面積の合計が 三百平方メートル以上 千平方メートル未満のときは二十六万円	三十六の 十一の 二	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第十二条第一項及び第十三条第二項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する 審査（ _____工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物に限る。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物以外の建築物）手数料 一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第十一条第一項 に規定する非住宅部分をいう。以下三十六の十五の項、三十六の十六の項及び三十六の二十一の項において同じ。）の面積の区分に応じそれぞれに定める額 イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合 床面積の合計が _____ _____千平方メートル未満のときは二十六万円	非住宅建築物の300㎡未満は適合判定不要であったところ、R7.4.1からは全てが対

改正後			改正前			改正内容
		<p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>□ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号口の基準を用いる場合</p> <p><u>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円</u></p> <p>床面積の合計が<u>三百平方メートル以上</u>千平方メートル未満のときは</p>			<p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>□ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号口の基準を用いる場合</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が_____</p> <p>_____千平方メートル未満のときは</p>	<p>象となったため 手数料区分を追加するもの</p>

改正後			改正前			改正内容
		<p>十万千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円</p>			<p>十万千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円</p>	
三十六の十一の五	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第十一条</u> <u>第一項及び第十二条</u> <u>第二項</u> の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物）手数料	三十六の十一の三	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第十二条</u> <u>第一項及び第十三条</u> <u>第二項</u> の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（工場、倉庫その他これらに類する建築物）手数料	
		一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分の面積の区分に応じそ			一件につき、次に掲げる場合ごとの非住宅部分の面積の区分に応じそ	

改正後		改正前		改正内容
消費性能適合性判定の申請に対する審査 <u>(非住宅建築物のうち</u> <u>工場、倉庫その他これらに類する建築物に限る。)</u>	<p>れぞれに定める額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p><u>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二万円</u></p> <p>床面積の合計が<u>三百平方メートル以上</u>千平方メートル未満のときは 二万八千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三万九千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 九万二千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十三万七千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十七万円</p>	消費性能適合性判定の申請に対する審査 (_____ 工場、倉庫その他これらに類する建築物に限る。)	<p>れぞれに定める額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が_____千平方メートル未満のときは 二万八千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三万九千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 九万二千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十三万七千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十七万円</p>	

改正後			改正前			改正内容
		床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 二十一万円 □ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号口の基準を用いる場合 <u>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 一万七千円</u> 床面積の合計が <u>三百平方メートル以上</u> 千平方メートル未満のときは 二万四千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三万四千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 八万六千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十三万円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十六万二千元			床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 二十一万円 □ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号口の基準を用いる場合 _____ _____ 床面積の合計が_____千平方メートル未満のときは 二万四千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三万四千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 八万六千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十三万円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十六万二千元	

改正後			改正前			改正内容
		床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 二十万千円			床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 二十万千円	
三十六の十一の六	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項及び第十二条第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査（複合建築物に限る。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請（複合建築物）手数料 一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 三十六の十一の二の項及び三十六の十一の三の項に掲げる区分に応じて定める額 ロ 複合建築物の非住宅部分 三十六の十一の四の項及び前項に掲げる区分に応じて定める額	(新設)	(新設)	(新設) (新設)	R7.4.1より原則全ての建築物に適合判定が義務付けられることから、住宅等との複合建築物の場合の手数料を追加
三十六の十一の七	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定を受けた計画の変更	建築物エネルギー消費性能適合性判定計画変更申請手数料 三十六の十一の二の項から前項までに定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	三十六の十一の四	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項及び第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定を受けた計画の変更	建築物エネルギー消費性能適合性判定計画変更申請手数料 前二項に定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	

改正後			改正前			改正内容
	更の申請に対する審査			更の申請に対する審査		
三十六の十一の八	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号） 第十三条 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定を受けた計画の軽微な変更を証する書面の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定計画軽微変更証明申請手数料 三十六の十一の二の項 から三十六の十一の六の項まで に定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	三十六の十一の五	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号） 第十二条 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の判定を受けた計画の軽微な変更を証する書面の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定計画軽微変更証明申請手数料 三十六の十一の二の項 及び三十六の十一の三の項 に定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
三十六の十二	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第二十九条第一項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅及び複合建築物（住	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（一戸建ての住宅及び複合建築物の住宅部分）手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第十四条 に規	三十六の十二	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第三十四条第一項 の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅及び複合建築物（住	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（一戸建ての住宅及び複合建築物の住宅部分）手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第十五条 に規	

改正後		改正前		改正内容
戸の数が一のものに限る。)の住宅部分に限る。)	<p>定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十条第一項第一号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 四千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)の基準を用いる場合 三万四千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 一万七千元</p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 二万五千元</u></p>	戸の数が一のものに限る。)の住宅部分に限る。)	<p>定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十五条第一項第一号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合 四千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)又はロ(1)の基準を用いる場合 三万四千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)の基準を用いる場合 一万七千元</p>	
三十六の建築物のエネルギー	建築物エネルギー消費性能向上計画認	三十六の建築物のエネルギー	建築物エネルギー消費性能向上計画認	

改正後			改正前			改正内容
十三	消費性能の向上等に関する法律 <u>第二十九条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分に限る。）	<p>定申請（共同住宅等及び複合建築物の住宅部分）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十条第一項第一号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 八千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 七万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性</p>	十三	消費性能の向上等に関する法律 <u>第三十四条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（共同住宅等及び複合建築物（住戸の数が一のものを除く。）の住宅部分に限る。）	<p>定申請（共同住宅等及び複合建築物の住宅部分）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十五条第一項第一号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合</p> <p>住戸の数が四戸以下 八千円</p> <p>住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円</p> <p>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円</p> <p>住戸の数が四十六戸以上 七万三千円</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性</p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p>能基準等を定める省令第十条第二号イ(1) <u>及びロ(1)</u>の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 六万三千元 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千元 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千元 住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2) 及びロ(2)の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 二万九千元 住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千元 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千元 住戸の数が四十六戸以上 十四</p>			<p>能基準等を定める省令第十条第二号イ(1) <u>又はロ(1)</u>の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 六万三千元 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千元 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 十七万九千元 住戸の数が四十六戸以上 二十五万六千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2) 及びロ(2)の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 二万九千元 住戸の数が五戸以上十五戸以下 五万千元 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 九万四千元 住戸の数が四十六戸以上 十四</p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p>万二千円</p> <p><u>(3) (1) 及び (2) に掲げる</u> <u>場合以外の場合</u> <u>住戸の数が四戸以下 四万六千</u> <u>円</u> <u>住戸の数が五戸以上十五戸以下</u> <u>七万八千円</u> <u>住戸の数が十六戸以上四十五戸</u> <u>以下 十三万六千円</u> <u>住戸の数が四十六戸以上 十九</u> <u>万九千円</u></p>			<p>万二千円</p> <hr/>	
三十六の 十四	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第二十九条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分に限る。）	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十条第一項第一号</u></p>	三十六の 十四	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第三十四条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分に限る。）	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分）手数料</p> <p>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの面積の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十五条第一項第一号</u></p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 一万四千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 七万三千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千円</p>			<p>に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合すると認めた場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 八千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 一万四千円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 二万四千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 七万三千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 十一万六千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 十四万六千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 十八万三千円</p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未</p>			<p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)の基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 二十万七千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未</p>	

改正後			改正前			改正内容
		<p>満のときは 六十九万九千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p>			<p>満のときは 六十九万九千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)の基準を用いる場合</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円</p>	

改正後			改正前			改正内容
		床面積の合計が一万平方米以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円			床面積の合計が一万平方米以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円	
三十六の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第二十九条</u> <u>第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（複合建築物に限る。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（複合建築物）手数料 認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 三十六の十二の項及び三十六の十三の項に掲げる区分に応じて定める額 ロ 複合建築物の非住宅部分 前項に掲げる区分に応じて定める額	三十六の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第三十四条</u> <u>第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（複合建築物に限る。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（複合建築物）手数料 認定申請一件につき、次の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額 イ 複合建築物の住宅部分 三十六の十二の項及び三十六の十三の項に掲げる区分に応じて定める額 ロ 複合建築物の非住宅部分 前項に掲げる区分に応じて定める額	
三十六の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第三十一</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	三十六の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第三十六</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	

改正後			改正前			改正内容
	<u>条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	三十六の十二の項から前項までに定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）		<u>条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	三十六の十二の項から前項までに定める額に二分の一を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十一条削除に伴い削除
(削除)			三十六の十七	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅に限る。）	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（一戸建ての住宅）手数料 認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの区分に応じそれぞれに定める額 イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認めた場合 四千元 ロ イに掲げる場合以外の場合 (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)又はロ(1)の基準を用いる場合 三万四千	

改正後			改正前			改正内容
					<p>円</p> <p>(2) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)の基準を用いる場合 一万七千円</u></p>	
(削除)			三十六の十八	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(共同住宅等に限る。)</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請(共同住宅等)手数料</u></p> <p><u>認定申請一件につき、次に掲げる場合ごとの住戸の区分に応じそれぞれに定める額</u></p> <p>イ <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関等があらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合すると認めた場合</u></p> <p><u>住戸の数が四戸以下 八千円</u></p> <p><u>住戸の数が五戸以上十五戸以下 一万八千円</u></p> <p><u>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 四万円</u></p>	

改正後			改正前			改正内容
					<p>住戸の数が四十六戸以上 七万三千元</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第一条第 一項第二号イ(1)又はロ(1) の基準を用いる場合 住戸の数が四戸以下 六万三千 円 住戸の数が五戸以上十五戸以下 十万五千元 住戸の数が十六戸以上四十五戸 以下 十七万九千元 住戸の数が四十六戸以上 二十 五万六千元</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令第一条第 一項第二号イ(2)又は(3) 及びロ(2)又は(3)の基準 を用いる場合 住戸の数が四戸以下 二万九千 円</p>	

改正後			改正前			改正内容
					<p><u>住戸の数が五戸以上十五戸以下</u> <u>五万千円</u> <u>住戸の数が十六戸以上四十五戸</u> <u>以下 九万四千円</u> <u>住戸の数が四十六戸以上 十四</u> <u>万二千円</u></p>	
(削除)			三十六の 十九	<p><u>建築物のエネルギー</u> <u>消費性能の向上等に</u> <u>関する法律第四十一</u> <u>条第一項の規定に基</u> <u>づく建築物エネルギ</u> <u>ー消費性能基準に適</u> <u>合している旨の認定</u> <u>の申請に対する審査</u> <u>(非住宅建築物に限</u> <u>る。)</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能基準適合認</u> <u>定申請（非住宅建築物）手数料</u></p> <p><u>認定申請一件につき、次に掲げる</u> <u>場合ごとの面積の区分に応じそれぞ</u> <u>れに定める額</u></p> <p>イ <u>登録建築物エネルギー消費性能</u> <u>判定機関等があらかじめ建築物の</u> <u>エネルギー消費性能の向上等に関</u> <u>する法律第二条第一項第三号に掲</u> <u>げる基準に適合すると認めた場合</u> <u>床面積の合計が三百平方メートル</u> <u>未満のときは 八千円</u> <u>床面積の合計が三百平方メートル</u> <u>以上千平方メートル未満のときは</u> <u>一万四千円</u></p>	

改正後			改正前			改正内容
					<p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは <u>二万四千円</u></p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは <u>七万三千円</u></p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは <u>十一万六千円</u></p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは <u>十四万六千円</u></p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは <u>十八万三千円</u></p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合</p> <p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イの基準を用いる場合又は同号ただし書の規定を適用する場合</u></p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のときは <u>二十万七千円</u></p>	

改正後			改正前			改正内容
					<p><u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 二十六万円</u></p> <p><u>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 三十三万六千円</u></p> <p><u>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 四十八万円</u></p> <p><u>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 五十九万千円</u></p> <p><u>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 六十九万九千円</u></p> <p><u>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 七十九万七千円</u></p> <p><u>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号口の基準を用いる場合</u></p>	

改正後			改正前			改正内容
					床面積の合計が三百平方メートル未満のときは 七万九千円 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のときは 十万千円 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のときは 十三万三千円 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のときは 二十一万五千円 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のときは 二十八万千円 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のときは 三十三万八千円 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のときは 三十九万七千円	
(削除)			三十六の	建築物のエネルギー消費性能の向上等に	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請（複合建築物）手数料	

改正後			改正前			改正内容
				<p>関する法律第四十一 条第一項の規定に基 づく建築物エネルギー 消費性能基準に適 合している旨の認定 の申請に対する審査 (複合建築物に限 る。)</p>	<p>認定申請一件につき、次の区分に 応じそれぞれに定める額を合算した 額</p> <p>イ 複合建築物の住宅部分 複合建築物の住宅部分について住 戸の数が一戸の場合は一戸建ての 住宅とみなして、住戸の数が二以 上の場合は共同住宅等とみなして 三十六の十七の項及び三十六の十 八の項に掲げる区分に応じて定め る額</p> <p>ロ 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の非住宅部分を非住宅 建築物とみなして三十六の十九の 項に掲げる区分に応じて定める額</p>	
三十七～ 八十六	(略)	(略)	三十七～ 八十六	(略)	(略)	

改正後	改正前	改正内容
<p>備考</p> <p>1 3 交付手数料の表十七の項の適用のうち、当該申請者に係る介護保険法施行令第三十九条第一項各号の区分については、申請の日の属する年度分（申請が四月一日から当該年度の介護保険料に係る通知（仮徴収に係るものを除く。）を第一号被保険者に対して行う日の前日までの間にあった場合にあっては、当該申請の日の属する年度の前年度分）の介護保険料の賦課期日における区分による。</p> <p>2 4 許可等手数料の表二の項の建築物に関する確認申請（計画通知）手数料に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた面積とする。</p> <p>① 建築物を建築する場合（次に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積</p> <p>② 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>③ 建築物を移転し、その大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一</p>	<p>備考</p> <p>1 3 交付手数料の表十七の項の適用のうち、当該申請者に係る介護保険法施行令第三十九条第一項各号の区分については、申請の日の属する年度分（申請が四月一日から当該年度の介護保険料に係る通知（仮徴収に係るものを除く。）を第一号被保険者に対して行う日の前日までの間にあった場合にあっては、当該申請の日の属する年度の前年度分）の介護保険料の賦課期日における区分による。</p> <p>2 4 許可等手数料の表二の項の建築物に関する確認申請手数料 _____に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた面積とする。</p> <p>① 建築物を建築する場合（次に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積</p> <p>② 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>③ 建築物を移転し、その大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一</p>	

改正後	改正前	改正内容								
<p>④ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の様様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の二分の一</p> <p><u>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項に規定する特定建築行為（同項第一号イ又はロの基準に適合させるものに限る。）による建築物（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げるものを除く。）に関する確認申請（計画通知）手数料の額については、4 許可等手数料の表二の項の規定により算定した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="125 900 974 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="125 900 333 951">区分</th> <th data-bbox="333 900 772 951">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="125 951 333 1283">一戸建ての住宅の場合</td> <td data-bbox="333 951 772 1283">建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び第五項において「基準」という。）に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートル以内の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="125 1283 333 1382"></td> <td data-bbox="333 1283 772 1382">基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="125 1382 333 1423">一戸建ての住宅</td> <td data-bbox="333 1382 772 1423">基準に適合させる部分の床面積の合</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	一戸建ての住宅の場合	建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び第五項において「基準」という。）に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートル以内の場合		基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合	一戸建ての住宅	基準に適合させる部分の床面積の合	<p>④ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の様様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の二分の一</p> <p>(新設)</p>	
区分	金額									
一戸建ての住宅の場合	建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び第五項において「基準」という。）に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートル以内の場合									
	基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合									
一戸建ての住宅	基準に適合させる部分の床面積の合									

改正後			改正前	改正内容
以外の場合	計が五百平方メートル以内の場合			
	基準に適合させる部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	二万七千円		
	基準に適合させる部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	四万三千円		
	基準に適合させる部分の床面積の合計が一万平方メートルを超える場合	五万八千円		
<p><u>4 4 許可等手数料の表四の項の建築物に関する完了検査申請（完了通知）手数料</u>及び六の項の特定行政庁が減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた面積とする。</p> <p>① 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積</p> <p>② 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一</p> <p><u>5 基準に適合させる建築物（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げるものを除く。）に関する完了検査申請（完了通知）手数料の額については、4 許可等手数料の表四の項及び六の項の規定</u></p>			<p><u>3 4 許可等手数料の表四の項の建築物に関する完了検査申請手数料</u>及び六の項の特定行政庁が減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた面積とする。</p> <p>① 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築物に係る部分の床面積</p> <p>② 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一</p> <p>(新設)</p>	

改正後	改正前	改正内容																
<p style="text-align: center;"><u>により算定した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="125 520 974 1235"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートル以内の場合</td> <td style="text-align: right;">八千円</td> </tr> <tr> <td>基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の場合</td> <td style="text-align: right;">一万千円</td> </tr> <tr> <td>基準に適合させる部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合</td> <td style="text-align: right;">一万四千円</td> </tr> <tr> <td>基準に適合させる部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合</td> <td style="text-align: right;">二万三千円</td> </tr> <tr> <td>基準に適合させる部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合</td> <td style="text-align: right;">八万九千円</td> </tr> <tr> <td>基準に適合させる部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合</td> <td style="text-align: right;">十五万六千円</td> </tr> <tr> <td>基準に適合させる部分の床面積の合計が五万平方メートルを超える場合</td> <td style="text-align: right;">十七万三千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 4 許可等手数料の表三十四の二の項の全体計画の認定又は変更認定申請手数料に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた面積とする。</p> <p>① 建築物を増築し、又は改築する場合（次に掲げる場合を除く。）</p>	区分	金額	基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートル以内の場合	八千円	基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の場合	一万千円	基準に適合させる部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合	一万四千円	基準に適合させる部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	二万三千円	基準に適合させる部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	八万九千円	基準に適合させる部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合	十五万六千円	基準に適合させる部分の床面積の合計が五万平方メートルを超える場合	十七万三千円	<p>4 4 許可等手数料の表三十四の二の項の全体計画の認定又は変更認定申請手数料に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた面積とする。</p> <p>① 建築物を増築し、又は改築する場合（次に掲げる場合を除く。）</p>	
区分	金額																	
基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートル以内の場合	八千円																	
基準に適合させる部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の場合	一万千円																	
基準に適合させる部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合	一万四千円																	
基準に適合させる部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	二万三千円																	
基準に適合させる部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	八万九千円																	
基準に適合させる部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合	十五万六千円																	
基準に適合させる部分の床面積の合計が五万平方メートルを超える場合	十七万三千円																	

改正後	改正前	改正内容
<p>当該増築又は改築に係る部分の床面積</p> <p>② 認定を受けた全体計画を変更して建築物を増築し、又は改築する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>③ 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次に掲げる場合を除く。） 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積</p> <p>④ 認定を受けた全体計画を変更して建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積</p> <p>⑤ 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合（次に掲げる場合を除く。） 当該工事に係る部分の床面積の二分の一に相当する面積</p> <p>⑥ 認定を受けた全体計画を変更して既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積</p> <p><u>7</u> 全体計画の認定又は全体計画の変更の認定を受けた建築物に関する確認申請（計画通知）手数料の額については、4許可等手数料の表二の項の規定により算定した額の二分の一に相当する額と</p>	<p>当該増築又は改築に係る部分の床面積</p> <p>② 認定を受けた全体計画を変更して建築物を増築し、又は改築する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>③ 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（次に掲げる場合を除く。） 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積</p> <p>④ 認定を受けた全体計画を変更して建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積</p> <p>⑤ 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合（次に掲げる場合を除く。） 当該工事に係る部分の床面積の二分の一に相当する面積</p> <p>⑥ 認定を受けた全体計画を変更して既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積</p> <p><u>5</u> 全体計画の認定又は全体計画の変更の認定を受けた建築物に関する確認申請（計画通知）手数料の額については、4許可等手数料の表二の項の規定により算定した額の二分の一に相当する額と</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>する。</p> <p><u>8</u> 一の共同住宅等に係る住戸について行われる改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第五条第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が一の者による場合（当該申請の数が一の場合を除く。）は、当該申請の数を一とみなして4許可等手数料の表三十六の三の三の項又は三十六の三の四の項の規定を適用する。</p> <p><u>9</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）又は改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料及び特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の二の項、三十六の二の二の項及び三十六の三の項から三十六の三の四の項までの規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等について同表二の項の規定の例により算定した額（一の共同住宅等について同時に改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六条第二項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額）を加算した額とする。</p>	<p>する。</p> <p><u>6</u> 一の共同住宅等に係る住戸について行われる改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第五条第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が一の者による場合（当該申請の数が一の場合を除く。）は、当該申請の数を一とみなして4許可等手数料の表三十六の三の三の項又は三十六の三の四の項の規定を適用する。</p> <p><u>7</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）又は改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料及び特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の二の項、三十六の二の二の項及び三十六の三の項から三十六の三の四の項までの規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等について同表二の項の規定の例により算定した額（一の共同住宅等について同時に改正前長期優良住宅法第八条第二項において準用する改正前長期優良住宅法第六条第二項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額）を加算した額とする。</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>上計画の変更の認定を受けようとする者</p> <p>が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合又は同令第十条第一号ロ（１）に規定する誘導設計一次エネルギー消費量を算定していない場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定計画変更申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> <p>の額は、4許可等手数料の表<u>三十六の十一の三の項、三十六の十一の六の項から三十六の十一の八の項まで、三十六の十三の項、三十六の十五の項及び三十六の十六の項</u>の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>① <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十一の三の項及び三十六の十一の六の項、建築物エネルギー消費性能適合性判定計画変更申請手数料については同表三十六の十一の七の項、建築物エネルギー消費性能適合性判定計画軽微変更証明申請手数料については同</u></p>	<p>上計画の変更の認定を受けようとする者又は同法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けようとする者が、当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合</p> <p>における</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表</p> <p>三十六の十三の項、三十六の十五の項、三十六の十六の項、三十六の十八の項及び三十六の二十の項の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>①</p>	

改正後	改正前	改正内容						
<p><u>表三十六の十一の八の項</u>、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については<u>同表</u> 三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十六の項 _____</p> <p>_____の規定により算定した額</p> <p>② <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十一の三の項及び三十六の十一の六の項</u>、<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定計画変更申請手数料については同表三十六の十一の七の項</u>、<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定計画軽微変更証明申請手数料については同表三十六の十一の八の項</u>、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については<u>同表</u> 三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十六の項 _____</p> <p>_____の規定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額</p>	<p>_____建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十六の項、<u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十八の項及び三十六の二十の項</u>の規定により算定した額</p> <p>② _____</p> <p>_____建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料については4許可等手数料の表三十六の十三の項及び三十六の十五の項、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については同表三十六の十六の項、<u>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料については同表三十六の十八の項及び三十六の二十の項</u>の規定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとした場合の当該読替え後の規定により算定した額</p>							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="125 1385 241 1425">4許可等</td> <td data-bbox="241 1385 477 1425">住戸の区分</td> <td data-bbox="477 1385 972 1425">単位住戸（建築物エネルギー消費性能基</td> </tr> </table>	4許可等	住戸の区分	単位住戸（建築物エネルギー消費性能基	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1014 1385 1131 1425">(新設)</td> <td data-bbox="1131 1385 1366 1425"></td> <td data-bbox="1366 1385 1861 1425"></td> </tr> </table>	(新設)			
4許可等	住戸の区分	単位住戸（建築物エネルギー消費性能基						
(新設)								

改正後			改正前			改正内容
手数料の 表三十六 の十一の 三の項		<u>準等を定める省令第一条第一項第二号イに規定する単位住戸をいう。以下同じ。)</u> <u>の区分</u>				
	<u>住戸の数が四戸以下</u>	<u>単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満</u>				
	<u>住戸の数が五戸以上十五戸以下</u>	<u>単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満</u>				
	<u>住戸の数が十六戸以上四十五戸以下</u>	<u>単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満</u>				
	<u>住戸の数が四十六戸以上</u>	<u>単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上</u>				
4許可等 手数料の 表三十六 の十一の 六の項	<u>三十六の十一の三の項</u>	<u>この表の備考第十二項において読み替えられた三十六の十一の三の項</u>	(新設)			
4許可等 手数料の 表三十六 の十一の 七の項	<u>三十六の十一の二の項から前項まで</u>	<u>三十六の十一の二の項から前項まで(三十六の十一の三の項及び前項の規定が適用される場合にあつては、この表の備考第十二項において読み替えられた三十六の十一の三の項及び前項)</u>	(新設)			

改正後			改正前			改正内容
4 許可等 手数料の 表三十六 の十一の 八の項	三十六の十一の二 の項から三十六の 十一の六の項まで	三十六の十一の二の項から三十六の十一 の六の項まで（三十六の十一の三の項及 び三十六の十一の六の項の規定が適用さ れる場合にあっては、この表の備考第十 二項において読み替えられた三十六の十 一の三の項及び三十六の十一の六の項）	(新設)			
4 許可等 手数料の 表三十六 の十三の 項	住戸の区分	単位住戸	4 許可等 手数料の 表三十六 の十三の 項	住戸の区分	単位住戸（建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第一条第一項第二号イ に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）	
	住戸の数が四戸以 下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メー トル未満		住戸の数が四戸以 下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メー トル未満	
	住戸の数が五戸以 上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メー トル以上二千平方メートル未満		住戸の数が五戸以 上十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が三百平方メー トル以上二千平方メートル未満	
	住戸の数が十六戸 以上四十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル未満		住戸の数が十六戸 以上四十五戸以下	単位住戸の床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル未満	
	住戸の数が四十六 戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メー トル以上		住戸の数が四十六 戸以上	単位住戸の床面積の合計が五千平方メー トル以上	
4 許可等 手数料の 表三十六	(削除)		4 許可等 手数料の 表三十六	住戸の数が二以上	単位住戸の数が二以上	
	三十六の十三の項	この表の備考第十二項において読み替え られた三十六の十三の項		三十六の十三の項	この表の備考第十項において読み替え られた三十六の十三の項	

改正後			改正前			改正内容
の十五の項			の十五の項			
4許可等 手数料の 表三十六 の十六の 項	三十六の十二の項 から前項まで	三十六の十二の項から前項まで（三十六の十三の項及び前項の規定が適用される場合にあっては、この表の備考第十二項において読み替えられた三十六の十三の項及び前項）	4許可等 手数料の 表三十六 の十六の 項	三十六の十二の項 から前項まで	三十六の十二の項から前項まで（三十六の十三の項及び前項の規定が適用される場合にあっては、この表の備考第十項において読み替えられた三十六の十三の項及び前項）	
(削除)			4許可等 手数料の 表三十六 の十八の 項	住戸の区分 住戸の数が四戸以下 住戸の数が五戸以上十五戸以下 住戸の数が十六戸以上四十五戸以下 住戸の数が四十六戸以上	単位住戸の区分 単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満 単位住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満 単位住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満 単位住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上	
(削除)			4許可等 手数料の 表三十六 の二十の 項	住戸の数が二以上 三十六の十八の項	単位住戸の数が二以上 この表の備考第十項において読み替えられた三十六の十八の項	

改正後	改正前	改正内容
<p>1.3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、申請建築物（同条第三項に規定する申請建築物をいう。次項において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。）について建築物ごとの同表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>1.4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第二十九条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十六の項（第十二項）の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>① ②以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物</p>	<p>1.1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項を記載する場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、申請建築物（同条第三項に規定する申請建築物をいう。次項において同じ。）及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。）について建築物ごとの同表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで（前項の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>1.2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第三十四条第三項各号に掲げる事項を記載している場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十六の項（第十一項）の規定が適用される場合にあつては、同項）の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>① ②以外の場合 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第二十九条第一項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。②において同じ。)の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十六の項(<u>第十二項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定の例により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第二十九条第三項各号</u>に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで(<u>第十二項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定の例により算定した額と建築物(新たな他の建築物を除く。)ごとの同表三十六の十六の項(<u>第十二項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定の例により算定した額を合算した額</p> <p><u>1.5</u> 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第二十九条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする</p>	<p>のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十四条第一項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。②において同じ。)の変更に係る申請建築物及び他の建築物について建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十六の項(<u>第十一項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定の例により算定した額</p> <p>② 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな他の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十四条第三項各号</u>に掲げる事項を記載する場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る申請建築物及び他の建築物について新たな他の建築物ごとの4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項まで(<u>第十一項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定の例により算定した額と建築物(新たな他の建築物を除く。)ごとの同表三十六の十六の項(<u>第十一項</u>の規定が適用される場合にあつては、同項)の規定の例により算定した額を合算した額</p> <p><u>1.3</u> 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十四条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>る場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法<u>第二十九条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項までの規定を適用する。</p> <p><u>1.6</u> 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法<u>第三十一条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十六の項の規定を適用する。</p> <p><u>1.7</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十条第二項</u>（同法<u>第三十一条第二項</u>）において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十六の項までに定める額（<u>第十三項及び第十四項</u>に定める場合にあつては、<u>第十三項及び第十四項</u>に定める額）に、当該審</p>	<p>る場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法<u>第三十四条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十五の項までの規定を適用する。</p> <p><u>1.4</u> 一の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする者が、同時に当該建築物の一部に係る当該計画の認定又は同法<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けようとする場合にあつては、当該者を一の建築物に係る同法<u>第三十六条第一項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定のみを受けようとする者とみなして4許可等手数料の表三十六の十六の項の規定を適用する。</p> <p><u>1.5</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十五条第二項</u>（同法<u>第三十六条第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、4許可等手数料の表三十六の十二の項から三十六の十六の項までに定める額（<u>第十二項及び第十三項</u>に定める場合にあつては、<u>第十二項及び第十三項</u>に定める額）に、当該審</p>	

改正後	改正前	改正内容
査に係る建築物について同表二の項及び三の項の規定の例により算定した額を加算した額とする。	査に係る建築物について同表二の項及び三の項の規定の例により算定した額を加算した額とする。	